

○岩田委員長

ただいまから、農林水産商工委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、お手元の次第のとおり、農林水産部、両部共管、商工労働部の順で所管事項の審査及び調査を行います。

なお、本日中に終了しない場合は、15日月曜日、引き続き未了分を行いますので御承知おきください。

これより、農林水産部所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、農林水産部長の挨拶を受けます。

山本農林水産部長。

○山本農林水産部長

おはようございます。岩田委員長、岡本副委員長はじめ、委員の皆様、日頃から様々な御指導、御理解をいただきありがとうございます。

本日は、補正予算案2件と報告事項4件について御説明いたします。まず、冒頭私から最近の当部関係の動きを幾つか御報告したいと思います。

まず、一つが熊による人身被害でございます。12月4日に益田市において、ツキノワグマの人身被害がございましたが、被害者の命に別状ないという報告を受けております。発生直後から住民の方への注意喚起やパトロール、おりの設置、周辺の柿の木の伐採など対応してまいりましたが、引き続き関係機関と一体となって、被害防止対策に努めてまいります。ツキノワグマへの対策について、後ほど担当室長から御説明申し上げます。

次いで、サルボウガイの出荷自粛についてでございます。一昨日、12月10日の検査で、中海のサルボウガイから規制値を超える貝毒が検出されまして、これを受けて同日漁協に対して、出荷自粛の要請をしております。現時点で市場等へ流通はしておりません。引き続き、健康福祉部と連携して監視を行いつつ、また県民への注意喚起を行ってまいります。また、出荷自粛の要請については、週1回程度でこの後検査を行い、3週連続して規制値を下回った場合に解除することとしております。

続きまして、鳥インフルエンザでございます。今月の頭、12月1日に鳥取県の米子で肉養鶏の農場で発生した鳥インフルエンザですが、12月6日に防疫措置が終わっており、今のところ、鳥取県内でも続発は確認されておりません。発生農場から10キロ圏が移動や搬出制限される区域ですけれども、その10キロ圏が島根県にかかっていなかったということで、県内の養鶏場には直接的な影響は生じておりません。当面の間は県内でも発生してもおかしくない状況だということで、改めて県内養鶏場に対して、予防対策徹底を指示しております。

続いて、神紅の販売額が1億円を達成したということでございます。本県のオリジナル品種の神紅、令和7年産の販売額がはじめて1億円を上回りました。これは高級ブドウとして、各方面から高い評価をいただいた結果と受け止めており、引き続き産地づくりを推進してまいります。この点についても詳しく後ほど担当課長から御報告いたします。

続いて、国の補正予算についてでございます。先般、国が補正予算案を公表しました。農林水産関係予算は、総額9,602億円が計上されまして、物価高騰影響緩和対策として686億円、食料安全保障強化重点対策として4,254億円、このうち、農業構造転換の対策は2,410億円が盛り込まれております。この構造転換を進める基盤整備等に

については早急に対応が必要なものとして、今議会にて補正予算を提案しておりまして、この後御審議いただきたいと思っております。それ以外の項目につきましても、国の補正予算を最大限に活用できるよう地元調整も含めて現在検討を急いでいるところでございます。

最後に不祥事の発生についてであります。既に公表しておりますけれども、12月1日に予定価格の積算誤りによって、委託業務の契約解除をしております。また、12月10日には無免許運転をした農林水産部の職員を懲戒処分しております。いずれも県民の皆様からの行政に対する信用を失いかねない事態でありまして、皆様に改めておわび申し上げる次第でございます。農林水産部としては適切な業務執行と服務規律の確保、これまでもやってきておりますけれども、より一層強化して服務規律確保に努めてまいります。

冒頭の御挨拶は以上とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○岩田委員長

ありがとうございました。

次に、付託議案の審査を行います。

本委員会で付託された農林水産部に係る議案は、予算案2件です。

それでは、予算案の審査を行います。

第142号議案のうち関係分及び第166号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けたあと、一括して受けることにいたします。

それでは順次説明をお願いします。

加藤農林水産総務課長。

○加藤農林水産総務課長

それでは、資料1ページをお願いいたします。まず、11月25日に提案しました第142号議案、令和7年度11月補正予算のうち、農林水産部関係分について御説明いたします。一般会計分といたしまして、1の表の中程、補正額(B)にありますとおり、340万円余の増額をお願いするものでございます。

次、2ページ、課別一覧表を御覧ください。産地支援課及び水産課におきまして補正をお願いするものでございます。9月定例会でお認めいただきました使用料、手数料の見直しに伴い、指定管理施設であります、しまね花の郷と宍道湖自然館ゴビウスの入館料を令和8年4月1日に改定することから、券売機や料金が記載されている看板等の更新を行うものでございます。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。12月10日に追加提案いたしました第166号議案、令和7年度11月補正予算のうち、農林水産部関係分について御説明いたします。一般会計分といたしまして、1の表の中程、補正額(B)に記載のとおり、65億700万円余の増額をお願いするものでございます。国の補正予算を活用し、国土強靱化やTPP関連施策など、早期に対応が必要な補助公共事業や国の定める漁獲制限により、操業できなくなった小型するめいか釣り漁業者が必要な資金を無利子で借りられるよう、金融機関に対する利子補給を計上しております。公共事業につきましては、記載しておりませんが約65億円のうち、国土強靱化対策として41億1,000万円余、TPP対策等として23億9,000万円余。このうち、構造転換集中対策に17億8,000万円余をお願いするものでございます。

次の4ページから課別の一覧表をお示ししております。公共事業につきましては、事業ごとに補正額と備考欄に内容、地区数等を記載しております。内容につきましては、農地の大区画化、農業用排水施設の整備、林道の開設や治山。続いて、5ページのほうになりますけれども、漁港や大型魚礁の整備などの公共工事といった事業の内容となっております。

(5) 沿岸漁業振興課の水産業融資対策事業費につきましては、先ほど申しあげました小型するめいか釣り漁業者への無利子で融資に係る利子補給に関するものを計上しております。本事業に関連しまして、表の下にありますとおり、債務負担行為を設定しております。詳細につきましては、この後担当課より御説明いたします。

さらにその下、地方債についてですが、今回の公共事業費の増額補正に伴い、土地改良事業債ほか5件につきまして、地方債の補正を計上しております。

最後に6ページをお願いいたします。繰越明許費でございます。今年度中に完了しない見込みの事業につきまして、令和8年度への予算の繰越しをお願いするものでございます。第142号議案では69件、繰越限度額の総額として31億6,800万円余を、第166号議案では98件、繰越限度額の総額として補正額と同様の65億700万円余を計上しております。

私からの説明は以上です。

○岩田委員長

為石沿岸漁業振興課長。

○為石沿岸漁業振興課長

それでは、資料7ページ目を御覧ください。小型するめいか釣り漁業のスルメイカ採捕停止命令に伴う緊急融資についてでございます。

まず、1. 背景等でございますが、これまでの経緯と現状について御説明いたします。まず、このたび、スルメイカの採捕停止命令が出された小型するめいか釣り漁業についてですが、表の下のほうに記載していますように、5トン以上30トン未満の漁船によりスルメイカを釣る漁業であり、島根県では61名の方が該当しております。

次に、スルメイカの漁獲可能量についてですが、国全体で漁獲できる量が毎年資源状況に応じて決められており、その内訳は表のとおりとなっております。このうち小型するめいか釣り漁業の欄を見ていただきますと、今年度の漁獲可能量が5,757トンであるのに対し、全国的に漁獲が積み上がった結果、実績が7,796トンと既に2,039トンの超過となっております。このため、10月31日にスルメイカの採捕停止命令が発出され、11月1日以降、小型するめいか釣り漁業ではスルメイカを漁獲することができなくなりました。この命令は、来年の3月31日まで継続する見込みが高くなっております。こうしたことを受けまして、県としましては(2)のとおり、まずは12月10日より相談窓口を県庁に設置し、漁業者からの相談に対応することとしております。また、あわせて、今回補正をお願いいたします融資制度の創設を行うものであります。

それでは、2ポツのところでも本融資の概要と補正額を御説明いたします。本融資は、令和7年度当初の予算で既に枠を確保しておりました、災害経済変動等対応資金を活用するものでありまして、融資額は2億円を設定しております。また、その融資の対象者はスルメイカの採捕停止命令を受けた漁業者とし、限度額はこちら記載している①または②のと

おりということにしております。償還期間は10年以内、融資機関はJFしまねと日本海信用金庫を予定しております。また、融資の利率は利子補給等により全期間無利子。その取扱期間は議決以降から令和8年3月31日としております。(3)の補正額でございますが、今年度は12月末までの発生利子分の1万2,000円、債務負担行為として、令和8年度以降の375万2,000円を計上しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩田委員長

ありがとうございました。

ただいま説明がございましたが、質疑等はありませんか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、採決を行います。

予算案2件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、お諮りをいたします。第142号議案のうち関係分及び第166号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。よって、第142号議案のうち関係分及び第166号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、請願の審査を行います。

文書表1ページに載せております、新規に受理いたしました請願第26号、政府に所得補償(直接支払い)制度の実現を求める請願書についてです。この請願をめぐる状況等について、執行部から説明をお願いいたします。

原農山漁村振興課長。

○原農山漁村振興課長

私からこのたび提出されております所得補償制度に関する制度の実現を求める請願につきまして、国及び県をめぐる状況を説明させていただきたいと思っております。

まずはじめに、米生産に関する国をめぐる状況、こちらでございますけれども、このたび高市政権が発足しまして、鈴木農林水産大臣が就任されたところでございます。その就任会見におきまして、鈴木農林水産大臣から米に関する発言がございまして、基本的には米は需要に応じた生産を行うこと。これが原理原則でありますという、まず言及をされております。その上で、米の需要ということに関しましても、国としましては需要の減少、国内消費の減少に向き合うことがまず最大の課題であって、国の役割はそういった需要をしっかりとつくっていくことだという発言をされておるところでございます。また、11月25日ですけれども、衆議院の農林水産委員会におきまして、鈴木農林水産大臣が質問を受けておられまして、前政権が進めていた所得補償などの農家の所得補償対策、これを

踏襲するののかという質問を受けておられる際の答弁を御紹介しますと、値段が暴落して、そのときにセーフティーネットを張ればいいという議論については、私としてはかなり慎重にすべきという立場を鈴木農林水産大臣が表明しておられるというところでございます。このように、国は需要に応じた生産ということがまず基本であって、所得補償についても若干慎重な対応をすべきだという鈴木農林水産大臣のお考えがあったというところでございます。現時点におきましては、国から具体的な方向性というのもまだ示されていないというところでございまして、今後どのような対応、政策となるのか、それについては現時点ではまだ見えていないという状況でございます。

続きまして、県における米生産に関する考え方でございますが、米生産に関しまして本議会におきましても、複数の議員の皆様から御質問をいただいたところでございますが、その際にも、知事及び農林水産部長から答弁をしまして、その内容にも一部あったところでございますが、県としましては農家が再生産可能な価格を実現するためには、需要に応じた生産を行っていくという考え方が基本だと考えておりまして、これは従来から一貫して申し上げているというところでございます。また、今回の請願内容にあります農家に対する所得補償につきましてですけれども、こちらについてはコスト差額、米生産に際しまして、コスト差額の補填をするのですとか、あるいは米価下落時の補償ですとか、そういった意味合いが所得補償としてはあろうかと思っておりますけれども、県としましてはこの所得補償に関しましては、こちら先般の議会質問、大国議員の一問一答質問の際にも農林水産部長から答弁したところでございますけれども、所得補償の検討を行っていく上では、課題が幾つかございまして、農家において生産性を向上させるという取組意識を阻害しないか、あるいは農家を支え続けるという国民理解の下で安定的恒久的に財源を確保していけるのか。あと、米作りという産業自体が後継者世代、将来世代にとって魅力的で米農家に就職をしたり、あるいは新たに米農家として就業したいというふうに思えるものになっていくのか、こういった点を慎重に検証、議論した上で制度設計を行っていく必要があるのではないかとこのように県としては考えているというところでございます。

国及び県をめぐる状況といたしましては、私からの説明は以上でございます。

○岩田委員長

御説明ありがとうございました。

委員の皆さんから御意見等ございませんでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員

結論から申し上げますと、私としては趣旨採択ということでお願いをしたいと思っております。内容的にもですね、私はいわゆる条件不利地帯である中山間地におりますから、そういう面ではいけばなかなか厳しい農業情勢の中で、所得補償というのは一つの面としては非常にいい面もあると思っておりますけれども、幾つか理由を申し上げますと、まず、農林水産部長の言われた分に重なる部分もあるかも分かりませんが、一つは所得補償ということになりますと、当然その税金を使うわけございまして、そういう税金の関係から言うと、今回の米の価格高騰といいましようか、高くなっておりますけれども、この米の価格についても当然生産者側向きの人もいれば、米は高過ぎるといこういうような環境でもある。先ほど言いましたように所得補償となると税金を使いますから、国民全体がや

はりコンセンサスを得ていかなければ、なかなか進められない課題ということがあるわけです。

それから、山本農林水産部長からもありましたように後継者問題ですね。今、中山間地へなかなか後継者がいないということですね、農業の所得というのが、自分で稼げる農業っていうのがしっかり確立されていけば、それは中山間地の中でも農業に従事する人が出てくるわけですね。そういう面でいけば、所得補償というよりも、やはり農政的にもっと充実したような政策を求めていくのが今の現状ではないだろうかこう思っている点でございます。それから、お話ありましたように、今米離れが非常に可能性として出てきているという中で、やっぱり安定的に米を供給する体制をつくっていかなきやならないのと、それから国が米政策の見直しを今やっております、各地区の中でいろんな中山間地も含めて環境的に今どういう状況に現実置かれているかという点とか、それから生産コスト自体も上昇している段階でございます。そういう面でいけば、米という捉え方をすると今後国の本部の政策として、いろいろ対策が打たれてくるのではないかという状況、そういうタイミングですね、この要望というのはどうかなあという感じがしております。

それから、最後のところでございますけれども、直接じゃないんですけど、やっぱり生産者を代表するJA自体がまだそういうようなコンセンサスがないうちで、やはり時期尚早かなという感じがしておりますし、それから自民党の中で土地改良議員連盟っていうのがあるんですが、それがこないだ農林水産省に行きますとですね、一番いいのは条件不利地帯でいうと、圃場整備のことを非常に要望しておりました。そのことも圃場整備がしっかりと条件不利地帯でも整備、コスト的にも下げる可能性も出てきますので、それを一つは要望しておると。

それからもう一つは、中山間地域等直接支払い制度。これがある面でいけば、条件不利地帯に対して公平性をつくっていくための施策であるということ、一つには条件の悪い地帯で協力しながら地域を守っていく、あるいはその作業に対する報酬等も出てくるという分、先ほど言いました議員連盟ではそういう中山間地域等直接支払い制度の充実をさらに進めてほしいという要望をさせていただいております。そういう面という、先ほど言いましたように趣旨は非常に分かりますし、将来に向けてのやはり米だけではなくて、中山間地域に対して、あるいは条件不利地帯にとっては、将来的にはやっぱりこういう制度も必要になってくるんだと。農業という視点で捉えると米ばかりではなく、広くやはり考えていかなければならないと。それはもう今後の課題ということで捉えていかなきやいけないと思っておりますので、私としては今の現時点では、趣旨採択を選択していただきたいと思っております。以上でございます。

○岩田委員長

そのほか何か意見ございますか。

原委員。

○原委員

さっき原農山漁村振興課長からありましたように、所得補償という意味がどこを指しているのかというのがまずちょっとよく分からないという前提でなんですけれども、この文面を見ると、かつての民主党政権のようなある種の一律に所得補償をして米を作ってくれというようにも読み取れるんですが、その場合であればちょっと賛成はしかねるなという

のが私の立場です。理由は幾つかありますけれども、御説明のあった国の現状、今方針としては需要に応じた生産量、そして本議会でも知事がこの質問受けておられますが、知事も同様に需要に応じた生産量ということ強く強調しておられます。やっぱり作ればいいというものではないというのは御承知のとおりで、米価の大暴落を招くということも知事も懸念していて、私もそれは本当にそのとおりだなというふうに思っております。民主党政権時代に財源どうしても必要になってきますけれども、あのときにすごくいまだに農家さんが言われるのは、農村農地整備事業関係ですね、あれを私の記憶だと5,700億円ぐらいあったのを2,000億円ぐらいまで削減されていて、もう大幅に土地改良が遅れていると。これいまだに農家さんからもこの話を聞かせていただいています。こういった話を抜きに賛成ということはなかなかしづらいかないというふうに思っております。私もJA系の農政会議さんの要望書をもう一回見直してみたんですが、農政会議さんも所得補償を求めるといふ言葉は一切入ってなくて、そういう中で気持ちが分からないではないですが、あまりにも今、国、島根県、あるいは農政会議が進めている方向性とちょっと相容れないかなと。そして私が聞いている農家さんの声からもそういったかつての懸念を総合的に踏まえると、私としては反対の立場を表明させていただきたいと思っております。

○岩田委員長

ほかに御意見ございますか。

吉野委員。

○吉野委員

趣旨採択、そして反対という御意見でしたが、私は、今の米価の高騰を受けてのいろいろな声をいただいております、やはり消費者の側からすると高過ぎる、安くしてほしい。一方でそれが行き過ぎますと、生産者のほうは生産の維持ができないというところで非常に難しい局面になっていて、この先とにかく米価は落ち着くんだけれども、生産者の意欲は失わない程度に落ち着いていただくと一番いいなというところを感じておまして、その中で、党の中でもいろんな意見を交わしておりますけれども、その中で今この請願がありました内容的な、何らか農家の方への支援を今後も強化しなきゃやっぱり難しいんじゃないかと、こういったようなお声も意見もありまして、またそういった声も実際に私自身は、農家の皆さんからいただいているというところで、この請願の趣旨については気持ちはよく分かりますし、そういった方向性の政策も今後必要じゃないかと個人的には考えております。ただ一方で、先ほど説明がありました国また県、いろいろと直接的には請願の趣旨に沿った政策がすぐ出てくるという状況ではない。まだまだやることがいろいろあるということの中でございますので、そういった点を踏まえますと私も高橋委員と同様、趣旨採択ではないかなというふうに思っております。以上です。

○岩田委員長

そのほか何か意見ございますか。

内藤委員。

○内藤委員

非常に気持ちは分かるがというところで、どこの視点に立つかによって分かれる話だろうと思います。必要なのは、米について言えば価格は今乱高下しておりますけれども、余ってきたときにどうするかというような問題もあるにしても、一方で水田活用の補助金であ

るとか、あるいはさっきもお話に出た中山間の補助金もあつたりするんで、そういうものをどういうふうに活かしながら農政の展開をしていくのかっていうことが、一番今大事なような気がしております。そこの視点を外しといていきなり所得補償ということになると、少し国民のコンセンサスというものは、何ぼその食料保障というものの大切さが分かりながらも、なかなか得にくいではないかなというふうに思うんですね。やっぱりまだまだ水田活用にしても、国の政策が私は不十分なように思っております。特に今年なんかは米の値段が、主食米の値段が上がるから主食米を作る。一方で酒米が足りないとか、飼料米が足りないとか、作付が急激に減ってきておりますので、そこら辺をしっかりと見直していく中で、やっていくということが必要ではないか。そういう意味で気持ちは分かるけれども、いきなりここまで認めてしまうと難しいなというふうに思うんですね。国にお願いしたいのは、言葉が過ぎててもいけませんけども、猫の目農政にならないような、しっかり生産者が安定して生産できるような体制づくりというものがより今必要ではないか、こういうふうに思っておりますので、今進めている集中的な基盤構造であるとか、改善事業であるとか、そういうものを進めながら安心して、あるいはコストも下げて競争力も保てて、そういうことができる、まずは生産体制を続けていかないと農家の就農者といいますか、従事者も減っていくばかりでありますし、そういったことにも対応できるような生産体制づくりが今必要ではないか、そういうふうに思っております。

○岩田委員長

ほかにございますか。

園山委員。

○園山委員

農林水産業、とりわけその農業と水産業については、国費を入れた収入保険に類するもの、農業だと農業の収入保険、水産業だと漁獲共済という形で国費を入れたある面、補償の制度があります。同じように条件不利地に対しては中山間の直接支払いがあつたり、あるいは農地の荒廃を防ぐための多面的機能の支払いもあります。水産も林業も多面的機能の支払いはあります。そうしたことの上に、農林水産業というのはその基盤を整備するための土地改良があつたり、あるいは林業でいうと林道の敷設があつたり、水産業でいえば漁港の機能強化があつたり、全てその国費をもって支援をされている、これは言わば大きな意味からはみんなその下、農家あるいは林家、漁家の所得を増やすための所得補償に類するものだと思います。だから、ただ単に従事すればお金あげますという制度がいいのかどうかというのは、ちょっと考えなくちゃいけない。ただそれを完全に否定することは、やっぱりそんなにいいことではないと思います。だから、この請願の趣旨の根っこの部分というのは、誰も反対する人はないかもしれんけれども、各論について、従事すれば必ず幾らかのお金はあげますからという部分について、政府に今、県議会としてお願いをするのはいかがなものかというふうに思います。以上です。

○岩田委員長

大屋委員。

○大屋委員

そもそも、私も言っとるけど、国の農林水産省の基本的な方針が定まってない。それを一番被るのが農家なんです。前も私は言った。前政権は作れ作れって増産を進めた。

現政権は生産調整ということで180度方針転換しとるんです。農林水産省はそれに右往左往しとる。農家の方々は、それでなくても今いろんな発言があった。中山間地域、あるいは高齢者、農家の意欲というのはね、やっぱり島根県としてもいろんな課題はあると思うよ。私は農家の目線に立って、やっぱり応援してあげたいという気持ちはあるんですよ。まして、平場と違って中山間地域は農業用水の問題、畦畔の問題、直接支払い制度はあるけど、これとて経費は30年間上がってないんだから。調べても、そのとおりですよ。そういう中で、やっぱり条件不利地の中で一生懸命やっつけられる農家のことを考えていくと、この請願については、今各委員が言ったようにいろんな課題はあります。ありますが、全部が全部じゃなしに、この内容、趣旨については私は認めてあげるべきだと。農家目線に立ってという発言をしていきたいと思います。以上です。

○岩田委員長

ありがとうございました。

委員の皆さんから活発な御議論ありがとうございます。いろんな御意見の方いらっしゃったかと思うんですが、趣旨採択の可否について、これからお諮りをしたいと思います。

それではお諮りいたします。請願第26号を趣旨採択とすべきものとすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○岩田委員長

挙手多数。よって、請願第26号は、趣旨採択とすべきものと決定をいたしました。

それでは、この請願に関しての意見書提出でございますが、先ほど御意見もございましたとおり時期尚早ということで、提出しないということにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○岩田委員長

以上で請願の審査を終了いたします。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることにいたします。

それでは、順次説明をお願いします。

志田原農業経営課管理監。

○志田原農業経営課管理監

私からは2025年農林業センサス結果の概要（概数値）について報告させていただきます。

なお、資料右上の担当課名が農林水産総務課となっておりますが、私が農林水産総務課を兼務しておりますので、報告をさせていただきます。

8ページを御覧ください。農林業センサスは農林業の生産構造や就業構造、農山村の実態とその変化を明らかにするため、国が5年ごとに実施している統計調査です。11月28日に概数値が公表されましたので、概要について報告させていただきます。なお、確定値につきましては、3月末以降に公表予定となっております。

2の概要欄に今回のセンサス結果の要約を記載しております。それぞれの詳細につきまして、9ページ以降の資料を基に説明いたします。それでは、9ページを御覧ください。

(1) 農業経営体数につきましては、真ん中の表を見ていただきますと、令和2年の農業経営体数15,285経営体から、4,248経営体減少し、令和7年は太字で示しておりますが、11,037経営体となっております。島根県の減少率はマイナス27.8%となっております。右側の棒グラフで示しておりますが、全国でも同様の減少傾向となっております。後ほど改めて説明いたしますが、高齢層の離農が要因の一つと推察しております。(2) 林業経営体の状況につきましては、右下の棒グラフを御覧いただきますと、林業経営体につきましても、全国と同様に減少傾向が続いております。この要因につきましては、1つは、森林組合や林業会社などの法人経営体数は増加しておりますので、個人による経営から法人経営体による経営の集約が進んでいること。2つ目にスギ、ヒノキの人工林の多くが主伐期を迎えておりまして、直近5年間での保育作業が減少し、調査対象外になったものが増加したと推察しております。

次に、10ページを御覧ください。(3) 農業経営体の法人化の状況につきましては、法人経営体数は左側の表の法人経営体の令和7年と令和2年を比較した増減率欄を見ていただきますと、島根県の増加率は0.6%の微増となっております。なお、全国の増加率は7.9%となっており、全国より低くなっております。島根県の法人経営体の一覧といたしまして、左側の表の会社と記載された欄を見ていただきますと、会社法人は令和2年189経営体から、令和7年227経営体と5年前に比べ38経営体増加しており、農業のビジネス化が着実に進んでおります。なお、資料には掲載しておりませんが、農業経営体に占める法人経営体の割合を見ますと、島根県は4.6%と全国より0.6ポイント高く、全国では、12位と、中四国地域では最も高くなっております。

次の11ページを御覧ください。(4) 農業の個人経営体のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事する基幹的農業従事者数につきましては、真ん中の表の全国欄の太字の数字を見ていただきますと、全ての年齢層区分で減少しており、特に50歳以上の年齢層の減少率が高くなっております。島根県では、令和2年14,438人から令和7年9,818人とこの5年間で4,620人減少しておりますが、そのうち65歳以上の階層が令和2年12,202人から令和7年8,101人と4,101人の減少と全体の減少数の約9割を占めており、全国より高い割合で高齢層の離農が拡大しております。一方、50歳未満の15歳から49歳の人数は全国全体では減少しておりますが、島根県は令和2年659人から令和7年697人と5年間で38名増加しており、これは全国47都道府県を見ましても、増加したのは島根県含め5県のみとなっております。このことは、これまで取り組んでまいりました新規就農者の確保、育成の取組の成果が少しずつではありますが、出ているのではないかと考えております。

続いて、12ページを御覧ください。(5) 経営耕地面積規模別の経営体数、面積につきましては、左上の表、経営耕地面積規模別の経営体数の状況を御覧いただきますと、全国、島根県ともに太字の数字で示しておりますが、5年前に比べ、全ての面積区分で経営体数が減少しております。右上の棒グラフには耕地面積の推移を示しておりますが、全国同様島根県でも減少傾向となっております。左下の横の棒グラフに経営耕地面積規模別の面積割合の推移を示しておりますが、1ヘクタール未満の割合が減少し、10ヘクタール以上の割合が令和7年では45.1%に増加しており、農業従事者は減少傾向ですが、担い手への農地集積は着実に進んでおります。

続いて、13ページを御覧ください。（6）農産物販売金額規模別の農業経営体数につきましては、真ん中の表の販売金額規模別の経営体数の状況を御覧いただきますと、全国では太字で示しておりますが、5年前に比べて全ての部分において減少しております。島根県では、販売額1,000万円未満の区分は減少しておりますが、販売額1,000万円以上の区分の経営体数は増加しており、令和2年652経営体から令和7年656経営体となっております。まとめますと、今回のセンサス結果から農業経営体数、耕地面積ともに減少しており、島根県を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、担い手への農地集積が進んでいることや法人経営体が増加していること、販売額1,000万円以上の経営体数が増加していることなどから、少しずつ構造転換が進んでいると考えております。県としましては、引き続き第2期農林水産基本計画において取り組んでいる担い手の確保・育成や地域の特色を生かした産地づくりなど、若い世代にとって魅力ある産業となるようスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○岩田委員長

神田販路開拓室長。

○神田販路開拓室長

私からは本年産神紅の販売額がはじめて1億円を突破したことから、その生産・販売状況について御報告します。

資料14ページを御覧ください。資料1ポツ、これまでの経緯ですが、神紅は平成29年度に農業技術センターで作出・命名され、同年度から県内の農家21名、1.4ヘクタールで試験栽培を開始しました。試験栽培開始から3年後の令和2年に2.7トン进行初収穫し、販売額は850万円でした。また、邑南町では同じく令和2年度から神紅の産地創生事業などにより取り組んでおり、これまで新規就農者を15人確保し、3.9ヘクタールの圃場が造成されています。現在、高単価での取引を背景に邑南町、出雲市のほか、松江市、雲南市、大田市、浜田市、益田市の5地域で神紅による産地化を計画しており、令和10年に12ヘクタールを目標として、全県での生産拡大を見込んでいます。

続きまして、資料2ポツの生産販売実績では、表に令和3年から5年間の生食用神紅の実績と3年後の令和10年の目標をお示ししています。表の黒枠の一番下、販売額を御覧いただきますと、1億2,500万円余であり、今年をはじめて販売額1億円を突破しました。また、令和7年産の生産・販売の詳細を見てみますと、円グラフのとおり、生産量としては邑南町が県内最大の13.9トンを生産し、次いで出雲市、大田市の順となっております。

次に、グラフ横の小さい表では、JA共販と個別販売の状況をお示ししています。販売量、額とも個別販売はJA共販の半分の規模で、いずれの販売でも4,500円以上の高単価で取引されており、表の下、主な販売先としてはJA共販で大阪中青や出雲大同など市場卸で、個別販売では邑南の里など地元産直市やネット販売を中心に販売されています。

最後に3ポツ、今後の課題としては、生産面で着色や糖度不足、渋み果の発生が大きな課題で、農業技術センターで開発した技術を現地で普及するなどにより、着色、糖度不足などは改善しつつあるものの、渋み果の発生については今後、発生抑制技術の確立が主要と考えています。販売面では、高規格品の生産割合の向上や、首都圏や関西圏での販路の

拡大、さらなる認知度の向上が今後の課題と考えております。また、邑南町の事例を手本に全県に生産が拡大しはじめていることから、新たな生産者に対し、普及員や研究員による栽培技術指導を徹底し、高品質のブドウを生産する技術の定着をより一層図ることが重要であると考えています。

私からの報告は以上です。

○岩田委員長

加地畜産課長。

○加地畜産課長

畜産課から、畜産農家臨時経営支援事業の期間延長について御報告いたします。本事業は高騰が続く配合飼料の購入費を補填し、経営の維持、改善に取り組む畜産農家を支援するもので、本年度第3四半期までとして、当初予算で4億9,700万円を措置いただきました。本事業は対象期間の粗収益が生産費を下回ることが見込まれた場合に発動する仕組みとしておりまして、資料下部のほうに書いておりますとおり、第1四半期に酪農で発動し、6,200万円を交付しております。第2四半期は発動せずに本事業を終えることができるかなというふうに期待しておりましたが、第3四半期は想定を超えて円安が進行しておりまして、4,300万円余を交付する見込みとなっております。現在の為替相場が続けば、畜産経営の影響が再燃する懸念があるため、本事業を令和8年3月、第4四半期まで期間を延長し支援を継続するものでございます。

なお、期間延長に必要な予算8,000万円余につきましては、令和7年度当初予算の中で対応いたします。以上でございます。

○岩田委員長

安松鳥獣対策室長。

○安松鳥獣対策室長

私からはツキノワグマ対策について御報告いたします。資料16ページを御覧ください。

まず、1ポツ、熊の出没等の状況です。先に(2)県内の状況であります。昨年度令和6年度は目撃件数、捕獲頭数ともに非常に多い年でしたが、今年度は11月末時点で目撃件数789件、捕獲頭数75頭と目撃件数は昨年度の約半分、捕獲頭数は昨年度の半分以下となっております。

続きまして、(1)全国の状況です。全国の様子は環境省の調べで、出没件数につきましては10月までで北海道が未公表のため含まれませんが、全国3万6,814件の出没件数に対して、島根県では676件、人身被害者数は11月までで全国230人、島根県ではゼロ人でありましたが、冒頭部長からも御報告いたしましたように、12月に益田市で1件お一人の方の人身被害が発生しております。死亡者数は11月までで全国で13人、島根県ではゼロ人。このような状況となっております。

次に、2ポツ、今年度のツキノワグマ対策の実施状況であります。(1)として市町の緊急銃猟体制構築の支援です。本年9月に鳥獣保護管理法の改正によりまして創設された緊急銃猟について、その制度理解を深めるために対応研修を実施しております。10月には益田市において国主催の研修会を、11月には雲南市において県主催の研修会を開催し、その内容としてはツキノワグマが市街地に出没したという事例を想定して関係者である市町、県、警察、捕獲者が緊急銃猟における役割分担や対応手順について確認、そして

ケースに応じた意見交換を行いました。②の緊急銃猟対応マニュアルの策定状況ですが、11月に美郷町で、12月に飯南町で策定されています。他の市町においても早期の策定に向け作業が進められております。

次に3ポツ、クマ被害パッケージへの今後の対応でございます。資料は17ページを御覧いただけますでしょうか。「クマ被害対策パッケージ」でありますけれども、令和7年11月14日に関係閣僚会議で決定されたものです。こちらにつきましては、北海道や東北地方をはじめとする今年度の熊による深刻な被害の状況を踏まえ、関係省庁連携による総合的な施策パッケージとして取りまとめられたものです。その内容は左から、緊急的に対応すること、短期的に取り組むこと、中期的に取り組むこととなっております。緊急的な対応としては、警察によるライフル銃を使用した熊の駆除などが。短期的に取り組むこととしては、捕獲強化等に必要な人件費でありますとか、緩衝帯の整備、誘引物撤去等の支援。中期的には、熊の個体数の削減、人の生活圏からの排除に向けた国のガイドライン改定等が挙げられております。

資料16ページに戻っていただけますでしょうか。今後の対応でございます。今後示されていきます国の制度、予算の詳細を注視して、以下の項目について実施、検討してまいります。対策としては(1)から(4)までのところに分けておりますが、捕獲対策(1)としては緊急的な捕獲、出没している場合ですけれども、緊急銃猟制度の理解を促進し、市町の緊急銃猟対応マニュアルの策定を引き続き支援してまいります。②として捕獲者の確保・育成ですが、自治体における専門人材でありますとか、捕獲の専門事業者、捕獲事業者の確保・育成方法について検討してまいります。

(2) 出没防止対策といたしましては、柿や栗などをはじめとした放任果樹等誘引物の除去、電気柵の設置等の実施箇所を市町と連携し、増加拡大していくことを検討しております。

(3) として被害の防止対策、出会わないための注意喚起の継続とICTを活用した出没状況を効果的に提供できるようなことも検討してまいりたいと考えております。

(4) の個体数管理であります。島根県は広島県、山口県とともに3県合同で西中国地域個体群のツキノワグマとして合同での保護管理を行っているところです。この3県におきまして、生息状況を調査しております。これは5年ごと、次に述べます管理計画の改定のために行っているものであります。次期計画のために今年度生息状況を調査しており、年度内に取りまとめる予定となっております。その調査結果を踏まえまして、また先ほどガイドラインパッケージのところでお説明いたしました。国から今後示されるガイドラインに沿って、次の第2種特定鳥獣(ツキノワグマ)管理計画、令和9年度から令和13年度であります。こちらにおきます個体数調整の方向を3県で検討してまいります。

私からの説明は以上です。

○岩田委員長

ありがとうございました。

以上、御説明ございましたが、皆さんから質疑等ございますでしょうか。

園山委員。

○園山委員

神紅は非常に順調なのかどうなのかというのがちょっと分かりませんが、神紅の反収は

大体160万円ぐらい。ふと今計算しましたが、シャインマスカット、デラウェア、これの反収はどのぐらいですか。デラウェアは大体100万円から120万円と言われていましたけど。

○岩田委員長

神田販路開拓室長。

○神田販路開拓室長

デラウェアの反収につきましては、作型にもよりますけども、1.1トンから1.5トンの間が平均でございます。シャインマスカットにつきましては、1.2トン程度が反収となっております。以上です。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

デラウェアの収量、島根県が出した数字を見ると、生産量が2,037トン、栽培面積232ヘクタールと書いてある。そうすると、1トン取れてない計算になりますよ。1.1トンから1.5トンと言われるけど。これを見た限りでは、900キロぐらいしかならんけど。それはいつの数字ですか。1.1トンから1.5トンちゅうのは。

○岩田委員長

神田販路開拓室長。

○神田販路開拓室長

すみません、先ほど御説明した収量は実際の反収ということではなくて、栽培歴に載っている目標反収でございます。園山委員御指摘のとおり実際の反収につきましては、800キロぐらいとなっております。以上です。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

だから聞いとるんですよ。例えば、平均単価が1,500円なら120万円ぐらいになるし、それが1,200円ぐらいだと100万円に届かない。だけど、ここのところデラウェアの値段が随分回復してきて、シャインマスカットに行っとった人たちがシャインマスカットも盆を過ぎるとどんどん値段が安くなってきて、シャインマスカットに移行したけども、そんなに反収が伸びてないよと。むしろ、キングデラではなくてかつてのデラウェアでゆる房で出荷すると単価が戻ってきたので、またやっぱり島根県としては全国で3位、4位の生産量があって、市場での評価も販売競争力もあるので、デラウェアに力を注いだほうがいいじゃないかという人もあるんですよ。国内の状況を見ると、確かにどんどんシャインマスカットに移行したり、あるいは大玉の赤系のブドウに行っているところも結構あるんですけど、ルビーロマンに象徴されるように。だけどそれには栽培技術もいるし、それから生産に関わるマンパワーも必要なので、デラウェアのほうがジベレリン処理を一回やればある程度うまく温度管理さえすれば、作りやすい、あるいは栽培技術も確立されとるので、そっちのほうがいいじゃないかという人たちが少なくないんですが、田中次長どうですか。

○岩田委員長

田中農林水産部次長（農業）。

○田中農林水産部次長（農業）

現場でもやはり出雲に行きますとデラウェアが主軸だと、絶対外せないということでお聞きしております。今日、神紅のお話しさせていただきましたけども、神紅がシャインマスカットを食って増えているわけじゃなくて、デラウェアはやっぱりずっと販売額は微減を繰り返していたんですけど、実は昨年から今年にかけてはデラウェアの販売が共販はちょっと伸びてまして、これはやっぱりデラウェアの単価が130%ぐらい上がっているということで、園山委員御指摘の、単価がやっぱり取れる品目にまた戻ってきているということでございます。シャインマスカットも昨年が共販では、6億2,000万円の売上げでしたけど今年は6億7,000万円ということで、シャインマスカットも年々伸びております。これは生産量とそれからやはり単価も、デラウェアはどっちかという横ばい、シャインマスカットは横ばいでございます。神紅はさらに単価が高いので伸びているんですけども、今そういった全体の構造になっていまして、デラウェアは微減だけでも単価は1.3倍で戻ってきていて、経営の柱として見直されつつある、神紅はやっぱりきっちり作ればお金が取れる品目になって、皆さんが栽培を開始しているというような状況でございます。一番分かりやすいのが今そういった現場の声を踏まえまして、出雲市のリースハウス整備が今年スタートしております。出雲市ならではのスタイルということで、デラウェアプラス神紅の組合せで新規就農者を3名募集されまして、3名どうも決定したという話を聞いておまして、このモデルはデラウェアが20アール、神紅が10アールぐらいで経営を成り立たせないだろうかというようなことで、土地の形状によって多少でごへあるんですけども、そういったバランスで面積でいくとデラウェアが20アール、神紅が10アールということで栽培をスタートさせる準備、ハウスが今建っているところですので、そういったスタイルでやっておられます。

それと、やはり邑南町はシャインマスカットプラス神紅、あるいは神紅オンリーということで、経営の柱に神紅をしっかり据えて補完的な品目として、デラウェアではなくてシャインマスカットを入れる組合せでやっておられるというようなことでございます。

いずれにしても単価が堅調に推移しとって、経営のしっかり柱となる組合せを農家の方が選べる状況になってきておりますので、その地域に合った経営スタイルを県としてもしっかり後押ししていきたいと。JAさんのほうにもリースハウスとかやはり初期投資の軽減というのが大事ですんで、そういったところはしっかり要請しながらセットで産地づくりをしたいというふうに思っております。以上でございます。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

ありがとうございました。

ハウスの値段が今めっちゃくちゃ高くなっておりますよね。もう従前の補助率ではとても取り組めない状況になりつつありますので、ぜひ国の制度、あるいは市町村と連携してイニシャルコストの低減にぜひ支援施策を充実させてください。

○岩田委員長

その他御意見、御質問ございますか。

吉野委員。

○吉野委員

今日の地元紙での報道もあったのであえて言う必要もないかもしれませんが、前議会で質問もさせていただきましたので、この熊の対策についてやはり訓練にやむを得ず県外に出なければならない、こここのところの支援はぜひ前向きにお考えいただければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○岩田委員長

安松鳥獣対策室長。

○安松鳥獣対策室長

捕獲の担い手でありましても、熊の捕獲ということでまず注目があって、県外での射撃の話題が出ていると承知しております。また、そういった話題に出たスラッグ弾、散弾銃の一発弾と呼ばれるものがございますが、あるいはライフル銃というものを練習する場所が県内にないのは事実でございます、県外へ出かけておられるというお話を伺っております。これに対しまして、熊に限らず同じ大型獣、鹿、イノシシといったところでもこういった銃が用いられることもあると思いますので、捕獲の対策の担い手の一人として市町ともよく話をしながら、何らかの検討が必要かなと考えているところです。

○岩田委員長

その他ございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、農林水産部全般に関して委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。

それでは、以上で農林水産部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様お疲れまでした。

委員の皆様はしばらくお待ちください。

〔執行部入替え〕

○岩田委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、両部共管事項の調査を行います。

報告事項について執行部から説明をお願いいたします。

長井海外展開支援室長。

○長井海外展開支援室長

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

県で毎年行っております、海外展開概況調査の結果がまとまりましたので、その概要について御説明をいたします。本調査は例年1月から12月の1年間を対象期間といたしまして、その間の県内各社の輸出入の状況等について調査しているものでございまして、このたび2024年分の状況について328の事業所から回答がありました。今回は、特に輸出について両部関係課のコメントも交えて御報告を申し上げます。

なお、本調査は県からお願いをし、各事業所様に任意で御回答いただいているものであり、全ての県内の状況を網羅したものではないことをお含みいただきますようお願い申し上げます。

それでは、まず2の県内企業の輸出の状況でございます。中ほどの棒グラフのとおり、

全体としては増加傾向にありまして、この10年間を載せておりますけれども増加傾向で、中でも9割近くを占めておりますグラフ中の水色、電子機械・部品製造業及びピンク、鉄鋼・金属製品製造業が2024年は伸長し輸出額総額としましては、3,568億円余り、対前年456億円、14.7%増となりました。下の表を御覧いただきますと、そのほかにもパルプ・紙なども好調でございまして、引き続き一部の大企業が牽引する形で近年の増加傾向を維持しているというところでございます。

続いて、2ページでございます。先ほど1ページの全体の輸出額における構成比は1%ほどですけれども、農林水産物・食品の輸出の状況について御説明をいたします。上段の棒グラフでございますけれども、棒グラフには県内の、それから折れ線グラフは全国の過去10年間の輸出額の推移を掲載したものでございます。全国に比べて、やや伸びが鈍い年もありましたけれども、この10年間総じて伸びてきておりまして、とりわけ近年円安の影響を受けまして、この4年間では令和2年と比べますと1.7倍、約15億円伸びている状況でございます。下段には昨年と一昨年の品目別の輸出額を掲載しております。農産物は野菜や花卉の生産量が、水産物はサバやブリなどの漁獲量がそれぞれ減少したことなどにより、また畜産は輸出に積極的に取り組んでおられる事業所様の国内人気が高まったことなどによりまして、農林水産物は前年比33.8%、約4.5億円の減となりましたけれども、加工食品はお茶や酒、菓子などが大きく増加し30.6%、約6.2億円の増となりまして全体としては5.6%、1.9億円余りの増となったところでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。こちらはただいまの農林水産物加工食品の輸出先、国別に順位別に示したものでございます。酒、菓子などが大きく伸びた米国が昨年の2位から1位となりました。昨年1位だった香港は畜産品の減などにより5位となりましたが、昨年3位から5位だった韓国、台湾、タイがそれぞれ2位から4位で、いずれも前年を上回っており、引き続きこの5か国で島根県産品をよく買っていただけている状況が続いているという認識でございます。

下に参りましてまとめといたしまして、近年の円安の状況もありまして、先頃の本委員会でも御報告を申し上げましたとおり、タイに設置しているオフィスへの海外進出の御相談や実質の進出件数というのは低調な状況でございますけれども、一方で輸出については総じて上昇傾向が継続しているというところでございます。農林水産品、加工食品についても引き続き好調に推移はしておりますけれども、一社一社の中身を見ますと、輸出を伸ばす企業がある一方で、現下の円安状況下にあってもなお前年並みといった企業も数多く存在しておりまして、二極化が進んでいると感じております。各国の規制を含めた海外のニーズに的確に対応できて、輸出を拡大させていくことができる企業の育成というのが必要であろうというふうに考えているところでございます。また、輸出先国1位となりました米国は、御承知のとおり、本調査以降、関税措置が発動されておりますので、来年行います本調査においては各企業の影響等についても注視していく必要があるというふうに考えております。

私からの説明は以上です。

○岩田委員長

それでは、説明がございましたが、質疑等ありますでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員

2 ページ目だったですか。輸出の関係でお茶の加工品ということで数字が出てますけれども、正直金額見てびっくりしましてですね、9億3,800万円。それも前年に比べて相当伸びている状況。生産現場からすると、なかなかもうけにならないっていうことでやめようかという話も出ているし、またその政策的に矛盾があるのかなと思って。それで、その加工品ってというのが一体どういうものかっていうことをちょっと教えていただきたいと思います。というのは、今、抹茶が大変な問題になってる、国内のものが少なくなってる、輸出に力を入れるっていうことになると、なかなか抹茶の製造自体が、生産自体も全然違いますので簡単にはならないんですけれども、ある面でいけば非常に着目する品目かかっていう感じがしておりますので、ちょっとその点でもお伺いしたいと思います。

○岩田委員長

長井海外展開支援室長。

○長井海外展開支援室長

確かにお茶が増えておりまして、パウダー状にしまして練り込んだ食品に入れる用の抹茶パウダーとかにして出しておられる事例等々が増えておるといふうに聞いておりまして、高橋委員御指摘のとおり、確かに県産茶葉を使っておられないケースも多々あり、他県産の茶葉を使ったものを加工、輸出されて、その輸出が伸びているという状況であることは伺っております。結果としては、そうした茶葉の加工事業者さんがこうした輸出額を伸ばして県の輸出額の増加に寄与していただいているという状況でございます。

○岩田委員長

高橋委員。

○高橋委員

今のお話ですと、他県から仕入れているっていうことで、一方で島根のほうではやめる人が出てきてるっていう、この矛盾点、そういう面でいけば政策的にも少し知恵を出せばいいのかなと。今のやめる人をとにかく止めることを先にせないかんと思うんですけれども、ただ、茶の生産ってというのはそう1年や2年でできるわけじゃないものですから、そういう面だけは少し政策的にも見直し、検討を、これぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

お茶は碾茶に変えればいいわけで、今まではやぶきたやぶきたで来とったけど、それを別にやぶきたから碾茶に変えれば十分抹茶に転換できるので、3年目から取れるので。平田でやってますよ。もうはじめて15年ぐらいになりますけどね。だけど、とにかくお茶の生産のそこはもう防霜ファンなんかがついているので、改植してやれば大丈夫だと。それは戦略作物に位置づけしてきちっとした支援をすれば、当分この抹茶ブームは続くだろうからね、いいと思いますがね。正月用の抹茶が手に入らないぐらい売れているので。そういうふうにやったらどうですか。

○岩田委員長

こういう御指摘もありますが、どなたか御答弁は。

田中農林水産部次長（農業）。

○田中農林水産部次長（農業）

お茶の生産については手元に統計数字はないんですけども、やはり、私が知っている農家も、廃業して、あるいは規模を縮小していくという方がほとんどですけども、農家の方は大体、自分の家に乾燥機などの乾燥するための装置一式をそろえておられるところが多くて、1回植えるとしばらくそれをちゃんと管理しながら取るということですので、そういったところで認定農業者になっておられる方もございますんで、そういった方で今の抹茶ブームを追い風と感じて品種の切替え、あるいはそういったところの品目としての位置づけを変えていくとか、そういったことであれば今の支援事業でも対応できます。ただ、やっぱりやぶきたが主だと思いますので、今の新種の構成とかも私も十分把握していませんので、また現場の意見を聞きながら、本当に勝負できる品目となり得るようであれば、しっかり担い手の支援という立場で支援していきたいと思います。

○岩田委員長

神田販路開拓室長。

○神田販路開拓室長

県としまして、県内のお茶生産組合の事務局を持っています、実はさつき園山委員から御紹介があったような改植等々の支援は、細々とさせていただいているところです。どうしてもお茶葉の生産だけだとなかなかもうからない、原料としての取引に終始するということですので、加工も含めた形での生産・販売みたいなところができないかっていうことは生産者の方には御提案をしているというところがございます。以上でございます。

○岩田委員長

内藤委員。

○内藤委員

こういう分析結果、海外展開の島根県産品の展開を聞いて、私ふっと思うのは、最後のところでまとめとしてあるわけですけども、その上でどうしたいかっていうところが表現できてなくて、例えばいろんな業種なり産別なり、あるいは産品なり分析はしてあって、それはよく分かるんですけども、じゃあ、その上で島根県の産品見たときに、いや、こういったものが海外向けばかりじゃなくて県外向けでもあるんですけども、市場としてこういうものをこういうふう育てればもう少し伸びるではないかとか、もう少しそこら辺を、本当は踏み込んだ政策が必要ではないかというふうに思うんですね。このまとめのところでは、海外のニーズに対応できる企業の育成が必要と表現してありますが、どうして必要、どうして育成していくのかとか、あるいはここの部分ではそうなんです、島根県の産品を見ながら、これだったらもう少し、海外に持って出ても競争力があったり、あるいは企業の育成が図れてもうけることができるのではないかと、もう少しそこら辺を、本当はただ単に分析するのではなくて、もう少し一歩踏み込んだ、こういうふうに県としてはしたいが、というようなものが私は欲しいないうふうに思うんですが、少し難しいことをお尋ねしたかもしれませんが、その点についてはいかがですか。

○岩田委員長

長井海外展開支援室長。

○長井海外展開支援室長

海外での輸出に関しましては、内藤委員の御指摘のとおりなんですけども、一つには、やはり各国の、特に農林水産物食品に関しましては、各国が定めております貿易関係の基準に適合した製法なり原材料なりで製造されているものであるかという認証を獲得する必要があるというのが多くの食品においてございます。したがって、それだけのハード整備をしていただける、投資をしていただけて、それだけのラインが備えていただける事業者様でないと、輸出の拡大というのはなかなか厳しいということがありまして、ここで企業の二極化進みつつありと書かせていただいているのは、まさにそういうことでございます。国の農林水産省の補助金の中で、輸出をさらに増やしたい事業者がハード整備をする場合には支援が出るという補助金がございますが、残念ながら県内の事業者様の御利用は近年ないというような状況でございます。そうしたことも踏まえまして、海外輸出に関しては、まずは事業者様の投資が先にあるというところで、これについて県の範囲で御支援できることというのを、何らかできることをやっていきたいというふうに思っております。

それから、品目ということでございましたけれども、これにつきましても先ほど来お話ししましたとおり、貿易問題、検疫体制への対応というのでなかなか国内、あるいは県外で売れているものがそのまま輸出品目にはなり得ないという状況にございまして、この辺りも各国の規制等々と、それから事業者様とよく話をしながら決めていきたいというふうに思います。以上です。

○岩田委員長

内藤委員。

○内藤委員

御見解といいますか、御答弁は私もよく分かるんです、言われることは。様々輸出する場合はそれぞれの国の事情だとか、あるいは輸出することにおける様々な条件をクリアしていかないといけないっていうことは、それも分かるわけですけども、もう一方でその二極化が進んでいるっていうことも、現状、流通対応していこうかと思うと様々な場面で、海外に限らず国内においても二極化がどんどんどんどん進んでいるということも、それも分かるんですが、その上で、こういうものであれば可能性があるではないかとか、もう少し、もう一步踏み込んだ、3歩も4歩も踏み込んでいただきたいとは思いませんけども、もう一步踏み込んで可能性調査を含めて、あるいはそういった様々な条件をクリアしていかないといけないということも含めて、いや、これだったらまだ伸ばすことができるではないか、そこんところを探りながらですね、企業さん、あるいは業界さんと話をしながら、県としてはこういうふうに持っていきたいんだが、というような方向性を出せることを望みたいといいますか、難しいことを言うてるかもしれませんが、そういうことをしていかないと、なかなか産出額っていうのは伸びていかないのではないかとこのように私は思いますので、またそういうところをクリアしていかれるように御努力をお願いしたいなということで終わりたいと思います。

○岩田委員長

長井海外展開支援室長。

○長井海外展開支援室長

御意見承りました。まさにそうになっていただくように、先ほど来申し上げておりますよう

に、事業者様に初期投資をお願いせざるを得ない部分もあり、経営判断を伴いますので、この辺り、事業者様で輸出されてなくて可能性があるところには、私ども海外展開支援室で歩かせていただいております。これまでお付き合いがないところですが、私どもも歩かせていただいているというのを、20社ぐらい今年度やらせていただいております、なかなか皆さん最初はうんと言っていただけではないんですけれども、いずれも興味はお持ちのところが多いものですから、そういった事業者様にどういったことができるのかというようなことをお話しさせていただきながら、製品メインでというよりは事業者様のできる輸出、増やしていただける輸出っていうのがどういうものかという立場に立って御支援をするということを検討させていただきたいというふうに存じます。

○岩田委員長

大屋委員。

○大屋委員

輸出するには農産品とか貴金属とかいろいろとあると思うんです。やっぱり輸出するコストが低いほど、どっちにとってもいいんですよね。海外出すためには、飛行機、航空路、それから船、海路、まあ陸送はできませんから、こういう2つの手段があって、私が聞きたいのは、できるだけ島根県の産品ですから、海外出すためであれば島根県から出してもらったほうが、コスト的にも他県から出すよりも低いんじゃないかなというふうに素人から見ても思うわけです。そうすると、海路に行くとなると、今の境港、浜田かな。浜田は昨年コンテナ船の実績見ると、対前年度で伸びとるんでね。そういう意味で、この海路で海外へ出す場合、全部が全部じゃないけど、浜田港から出す場合の立ち位置というのはどういうふうに、しまねブランド推進課か海外展開支援室か分からんけど、どういうふうに把握されていますか。

○岩田委員長

長井海外展開支援室長。

○長井海外展開支援室長

大屋委員御指摘のとおり、浜田港は昨年度、過去最高のコンテナ輸出入の取扱貨物量を更新いたしました。一方で、今念頭に置いていらっしゃるの県産品の食品の輸出のことだろうと思うんですけれども、多くが残念ながらコンテナがいっぱいになるほど物が一挙に集まりませんで、なかなかコンテナがいっぱいになるまで浜田港で置いておいて、いっぱいになったら出すというわけにもいかないものですから、実際のところは、国内の商社が求めます港、具体的には神戸港なり横浜港なりで国内から輸出する商社が取り扱います他県の産品等々と混載し、コンテナに入れて横浜港なり神戸港から出ているという状況でございます。

私どもとしましても、浜田港でコンテナが1つなり2つなりいっぱいになって浜田港から食品の輸出ができるということが、それは最も望ましいと思っておりますし、そういう趣旨を御理解いただけて取組をしてみようと、要は自社1社ではいっぱいにならないから輸出をしている県内の近くのほかの事業者さんに声をかけて、一緒にコンテナいっぱいにして浜田港から出さないかというようなことを働きかけていただいている事業者さんもあります、そういった事業者様を、物流問題の2024年問題もありますし、課題をそれぞれよくお聞きしながらそういう取組が進むようにというのは私ども常々考えておりました。

て、大屋委員の御懸念のように私どもも動きたいと思っておりますが、現状、今申し上げたような状況で、実際は現在の大きな港に宅急便で送ってくれと言われて送っておられるというのが現状でございます。

○岩田委員長

大屋委員。

○大屋委員

いずれにしても、やっぱり神戸港あるいは横浜、いろんな規模も違うし、それからほかの他県から来る量も、これは全然違うんですね。島根県だけを捉えた場合っていうことになると思うんですが、やはり、我々は島根県として、あるいは島根県内の製造業者、あるいは生産者という視点から立つと、できるだけこの島根の、今申し上げた境港もある、浜田港もある、そういうところから海外進出をしていただくように、それぞれ振興センターがありますから、あるいは振興会が実際に事務局、窓口としてあるわけですね。そこの辺をしっかりとやっていただくことがコスト軽減に私はつながってくると思う。そのことがやはり生産者にとっても利便性も高くなっていくというふうに思っておりますので、すぐにはできんと思いますが、そういう見通しを立てた対策をまた、連携を取っていただきたいと思うんですが、長井海外展開支援室長、どうお考えでしょうか。

○岩田委員長

長井海外展開支援室長。

○長井海外展開支援室長

正直申し上げまして、浜田港、あるいは境港の海上運賃、他国の港から横浜港、あるいは神戸港に博多港等々でもですけども来る場合、海上運賃がもうそもそも高いんですね。浜田港のほうがこっちから出す陸送の距離は短いんですけども、そこからの海上運賃がたくさん荷物を大きな船で出せたほうが安いんです。したがって、浜田港にしても境港にしてもそんなに大きな船が来ませんので、海上運賃が高いということで、他県の大きな港に荷物が流れがちという状況があるところでございますが、一方で、大屋委員おっしゃるように陸送距離は明らかに短いですし、浜田港では週1便、境港では週3便出ていますので、これを使っただけのような取組は引き続き進めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○岩田委員長

原委員。

○原委員

ちょっと聞きたいんですけど、輸出と林業ですね、去年は60%アップしてまして、国を見ると韓国なのかなっていう気もするんですけども、この木材の用途って、何のために韓国に木材を輸出しているかっていうのが分かれば。

○岩田委員長

山本木材振興室長。

○山本木材振興室長

林業関係の輸出ですが、資料にもありますように、昨年から結構増えています。中身は何かというと、これ原木、丸太の輸出が増えていまして、先ほどからの話にもありますように、浜田港から出しているというふうに聞いています。実際出しておられるのは県内の

素材生産業者、林業事業者の方が数社程度、把握している数では数社程度ですが、そこが直接というわけではなくて九州の商社さん経由で出荷をしておると。令和6年度から大幅に増加しているというふうに聞いています。出荷先が主には中国、韓国ということで聞いておまして、中国、韓国で丸太の用途ですが、ちょっと正確なところは分かりませんが、恐らく韓国であればマンションの中の内装だとか、中国であれば外構フェンスとかそういったものに加工されて使われているのではないかなというふうに思っています。以上です。

○岩田委員長

原委員。

○原委員

非常に興味があるというか、円安の関係もあるのかもしれないですが、あんまりイメージが今までなくて、県産木材を海外にというのは。なので詳細はまた今日じゃなくていいんですけども、知りたいなということと、いろいろ各委員からありますように、全てそうなんですけど、林業も本当に、素材はいっぱいあるんですけどはけ口がないっていうような状況が今ずっと続いていると思いますので、ちょっとそれを考えるきっかけになるのかなというふうに思いましたものですから、いつでもいいんですけども機会があればまた教えていただけたらと思います。

○岩田委員長

では、機会を見てまた情報提供をお願いします。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、両部共管事項全般に関し、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

では、以上で両部共管所管事項の調査を終了いたします。執行部の皆様はお疲れさまでした。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は午後1時からといたしますので、よろしくお願いたします。

〔休 憩〕

○岩田委員長

それでは、委員会を再開いたします。

商工労働部所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、商工労働部長の挨拶を受けます。

石橋商工労働部長。

○石橋商工労働部長

岩田委員長、岡本副委員長はじめ委員の皆様には、平素より御助言、御指導いただき厚くお礼申し上げます。ありがとうございます。

まず、政府の総合経済対策を実行するための補正予算が昨日11日に衆議院を通過し、来週の頭には参議院で成立する見通しというふうに伺っております。事業の詳細につきましてはまだはっきりしたものが出ておりませんので、今後、具体的な内容を情報収集に努めまして、県内中小企業者に活用いただけるように周知に努めていくことと、それから、

必要であれば活用しやすいような運用となるよう要望してまいりたいと考えております。また、県としましては、重点支援交付金を活用いたしまして、県内中小企業者に活用しやすいようにいただけるように施策を検討してまいります。

まずは、先日先議で承認いただきましたエネルギーコスト削減対策につきまして、準備を進めてまいります。次に、LPガス及び特別高圧電力の価格高騰対策につきましてですが、これまで国に重点要望の中で、他のエネルギー支援と同様に国として全国統一的な対策を講じるよう求めてまいりましたけれども、今回も実現いたしませんでしたので、県で支援額や支援対策の期間などを定めまして支援を行いたいと考えて、今回補正予算を提案させていただいております。この後、詳しく説明させていただきます。

本日はこの事業を含む補正予算案2件のほか、企業立地関連の報告事項2件を説明させていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○岩田委員長

次に、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された商工労働部に係る議案は、予算案2件です。

それでは、予算案の審査を行います。

第142号議案のうち関係分及び第166号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることといたします。

それでは、順次説明をお願いします。

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

それでは、1ページを御覧ください。はじめに、第142号議案、令和7年度11月補正予算の11月25日提案通常分の概要を御説明いたします。補正額につきましては変更ありません。

2ページを御覧ください。観光振興課の“ご縁も、美肌も、しまねから。”観光総合対策事業費についてですけれども、備考のところ、債務負担行為2,200万円をお願いするものです。

続いて、4ページを御覧ください。第166号議案、令和7年度11月補正予算の12月10日追加提案分の概要を説明いたします。まず、1の目的別歳出予算についてですが、補正額(B)のところ、商工労働部の合計5億6,180万円の増額補正をお願いするものです。2の課別歳出予算を御覧ください。課の内訳としましては、商工政策課で4億4,380万円、産業振興課で1億1,800万円の増額補正でございます。いずれも繰越しをお願いするものです。

次に、6ページを御覧ください。続けて、商工政策課分の島根県LPガス価格高騰緊急対策事業について御説明をいたします。まず、1の趣旨ですが、国は令和7年9月に終了した都市ガス等支援について、令和8年1月から3月までの料金を対象に支援を再開することとしております。県では、国の支援の対象から外れているLPガスの消費者の負担軽減を図る支援を行うものです。

2の事業内容ですけれども、対象期間は令和8年1月から3月までの3か月分で、実施時期は5月以降を予定しております。下の表を御覧ください。具体的な支援としましては、

従来どおりの形で、定額支援として主に一般消費者を対象に値引きを最大1,500円、定額支援の対象である3か月に75立米を超えるところへの支援を給付金として、立米当たり20円、それから、タンクやボンベ替えをされている場合などは1,500円の値引きができないということから、制度の①と②を併せたものを給付金で支給する制度③でございます。表の下の米印のところでございますが、今回の事業は、国の支援見合いの単価設定であれば、1か月は250円、3か月分ですと750円になりますが、価格が低下傾向にある都市ガスと異なり、LPガスの価格は高止まりしているということから、令和5年の第1回及び前回の支援と同じ1,500円の設定としております。

3の予算額ですが、括弧の内訳のところでございますが、支援原資3億7,000万円余と、それから事務の委託費、それから販売店への協力金やシステム改修費等といった事務費等7,200万円余を合わせて4億4,380万円をお願いするものです。

7ページは、参考として、制度イメージとこれまでの支援の概要を掲載しております。

私からの説明は以上です。

○岩田委員長

斎藤観光振興課長。

○斎藤観光振興課長

3ページでございます。私からは、第142号議案のうち観光キャラクター「しまねっこ」活用事業について、この事業の債務負担行為の設定について御説明いたします。

1、事業概要でございます。島根観光キャラクターしまねっこは、島根の観光を盛り上げるためにSNSでの情報発信や県内外でのイベントの支援など様々な活動を展開しております。この運用につきましては事業者へ委託して実施しております。現在の委託事業者である株式会社MIしまねさんが廃業を理由に今年度末で事業を撤退されるということになりまして、令和8年度は新規の事業者を選定することになります。新年度での引継ぎ期間が取れませんので、早い時期からしっかりと引継ぎ、準備期間を取って新年度に当たりたいということで債務負担行為の設定をお願いするものであります。

債務負担行為の設定ですが、対象となる事業の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日來年度の事業でございます。限度額2,200万円ということでございます。今後、議会で御承認いただいた後、直ちに選定手続に入りたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○岩田委員長

青砥産業振興課長。

○青砥産業振興課長

それでは、8ページを御覧ください。第166号議案12月10日提案の産業振興課分、中小企業特別高圧電力緊急対策事業について説明いたします。電気料金についてもガスと同様に、国において令和7年9月に終了した低圧、高圧については、令和8年1月から3月の負担軽減支援を再開されます。この国の支援の対象外となっている特別高圧の電気契約で電力を利用している中小企業とみなし大企業に対して、これまでと同様に、県において国と同様の1月から3月までの負担軽減支援を実施するものでございます。

2ポツの事業内容のところ、対象企業は特別高圧契約で電力を利用する中小企業のほか、みなし大企業については、これまでと同様に直近の決算において営業損益が赤字の企業、

そのほか、特別高圧契約で電力を利用する大規模店舗にテナント入居する中小企業と営業損益が赤字のみなし大企業でございます。支援期間と単価といたしましては、国における高圧の支援単価と同じ単価で設定し、1月分と2月分は1キロワットアワー当たり2.3円に使用量を乗じた金額で、3月分は0.8円に使用量を乗じた金額としております。上限額は、事業スタート時の上限額にその際の支援期間と支援単価を今回の支援期間、支援単価で乗じ直して、中小企業は900万円、みなし大企業は350万円または直近の決算における営業損益の赤字額から前回の上限額である250万円を除いた額のいずれか小さい額としております。実施の仕方といたしましては県の直執行で、対象企業から県への申請により補助金を交付する流れで行い、申請期間としては来年の4月中旬からを予定しております。

3ポツの予算額といたしましては、1億1,800万円をお願いするもので、事業が翌年度にわたることから繰越しもお願いいたします。

執行部からの説明は以上です。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○岩田委員長

ただいま説明がございましたが、質疑等はありませんか。

園山委員。

○園山委員

この、ガスについては5回目。これ、1回目、2回目、3回目、4回目についての対象件数を教えてくださいませんか。

○岩田委員長

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

制度①につきましては、おおむね17万件を超える件数を実施しております。それから、制度②につきましては2,000件程度でございます。それから、制度③につきましては200件程度ということになっております。

第1回から第4回までのところで、制度①につきましては17万6,000件から8,000件のところでございます。それから、制度②につきましては、一番最初のところが1月から9月までということで期間が長かったこともありまして、3,400件程度出ましたけれども、それ以降は2,000件台となっております。それから、制度③につきましては、これも先ほど200件前後と言いましたけれども、第1回は270件、それ以降は大体200件前後となっております。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

制度①については、これは個々の家庭に対して支援をするのではなくてガス事業者に対して交付をするじゃなかったかいね。

○岩田委員長

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

これは、値引きをいたしますので、各家庭の請求から1,500円、今回でいいますと

1, 500円を値引くという形になりまして、それぞれの事業者さんが値引かれたところにその額を補助するという形になりますので、園山委員おっしゃられるように、一旦値引きをした後に事業者さんに補助するという流れになります。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

いやいや、その17万8,000件というのは家屋数、いわゆるLPガスの契約者数であって、県が交付をするのはガス事業者に対して交付をするでしょ。そうすると、交付先の事業者数が幾らかということになるんじゃないですか。

私は交付先を聞いてます。

○岩田委員長

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

失礼しました。県からの交付先という意味でいいますと、制度①は120前後の事業者さんということになります。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

そうすると、この事業に関わるいわゆる事務委託料というのは、ガス事業者に対して払うんですね。

○岩田委員長

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

事務に関しましては制度①、②、③ございますけれども、制度①につきましては値引いていただいたところから事業者さんから請求がありまして、それに対してお支払いをするという流れになりますし、制度②、③からは25立米、75立米とか超える方から直接請求、申請がありまして、それに対して額を確定して個別に払うというような流れになりますので、大きく分けると、制度①と②、③で事務が異なるということになります。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

いや、事務が異なるのは当然です。いわゆるこのガス事業者の方は、例えばユーザーを1,000人持っている事業者もあれば1万人持っている事業者もあるはずで、各事業者の人はユーザーの人たちに対して値引きをしなくちゃいけない、いわゆる県からの補助金を家庭に差し上げなくちゃいけないので、当然ユーザーが何件あってどこの誰それが私のところのユーザーでございますという申告をしなくてはいけないので、それは制度ができた以上は県がその事務に関わる手間賃を事業者には払わないと、事業者は県がそうした施策をやっても事業者には一銭も入ってくるわけではないので、多分。ユーザーに対して県は1,500円とか2,000円払うので、事業者の人はそれなりの事務手続に要する手間が相当なものがかかるので、当然それに対する事務費が発生して事務手数料を県がお払い

になるというのはよく分かるんですが、②、③については直接事業者が自分ところでガスをこれだけ使いましたと、例えばメーターをスマホで写した画像をつけ添付資料にして申請すれば、それを受け取った県が事業者の債権債務者登録があるところへ、当然事業者は税金払つとるので債権債務者登録はあるわけですから、そこへ払えば済むわけで、これは事業者が受益者になるので手間賃は相殺されるので払う必要ないと思うんですよね。そういう立てつけでいいですか。

○岩田委員長

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

そのとおりだと思います。失礼しました。制度①につきましては、各120の事業者さんに各社協力金という形で、まず5万円をお渡ししております。それから、1件につきまして60円の手数料というか手間賃をお支払いしております。それから、制度②、③につきましては、LPガス協会さんに県からお渡しをして、そこから事業者さんのほうに流していくというような流れになっております。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

分かりました。そうすると、制度①についてはガス事業者さんに事務手数料をお支払いすると。制度②、制度③についてはLPガス協会が窓口になって、補助金の申請、受け取り、それから後からの報告の書類作成なんかはやっているということによろしいか。

○門城商工政策課長

大変失礼しました。制度①につきましてもLPガス協会さんを通して補助をしているということになります。LPガス協会さんから事業者さんを通し、事業者さんに渡しているという流れになります。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

これはLPガス協会に、じゃあもう一括、県からの補助金を請求があったらそのままほんと渡して、後はLPガス協会さんに配分してもらって報告書を受けるという形ですか。

○岩田委員長

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

はい。そのとおりです。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

それが1回目、2回目、3回目、4回目もそういう形で取って、今度の5回目もそういうことになりますか。

○岩田委員長

門城商工政策課長。

○門城商工政策課長

そのとおり、その予定にしております。

○岩田委員長

園山委員。

○園山委員

分かりました。

○岩田委員長

ほかに、質疑等ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、採決に移ります。

予算案2件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、お諮りいたします。第142号議案のうち関係分及び第166号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

御異議なしと認めます。よって、第142号議案のうち関係分及び第166号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることにいたします。

それでは、順次説明をお願いします。

小松原企業立地課長。

○小松原企業立地課長

私からは2件御報告いたします。

まず、資料の9ページを御覧ください。安来市切川地区工業用地造成事業についてです。4月、5月に開催されました常任委員会で、4月1日付で出雲村田製作所、安来市、県の3者で造成事業基本協定書を締結し、企業局を中心に用地取得や設計業務に着手する旨の御説明をしておりましたが、その後の状況について御報告をいたします。

1の経過等のとおり、6月には地権者62名の方との土地売買契約が完了し、7月には造成事業の整備計画について地元説明会を開催いたしました。10月には都市計画法に基づく地区計画を安来市が策定し、11月には開発許可協議を開始しており、3月には盛土に使用する土砂の搬入に向けた準備工事に着手する予定としております。

2の設計検討状況につきましては、イメージ図がございしますが、この右上が北側となるんですが、山陰道に隣接するスマートインターチェンジ予定地となります。図の中ほど、工場棟、厚生棟、設備エリアと、水色の調整池が第1期工事エリア、南側のグレー部分の駐車場とスマートインターチェンジに隣接する工場用地が第2期の工事のエリアとなる予

定です。

事業費については総額108億円の見込みと御報告しておりましたが、建物の基礎部分などの地盤改良工事について企業側での施工も調整しており、県の事業費としては減額となる見込みです。

(2) スケジュールにつきましては当初計画から変更はなく、第1期エリアを令和10年度、第2期エリアを令和12年度中に引き渡す計画です。

3のその他の情報としましては、工場などの建物計画とその生産品目につきましては、出雲村田製作所が令和10年頃に決定され、最短で令和12年に工場が完成する予定です。操業当初は24時間3交代で200名程度の従業員を想定されております。また、造成地は下水道整備区域外であります。安来市と調整し、区域外流入として企業側の負担で公共下水に接続することとしております。地域の皆様の御理解もありまして、整備事業は円滑に進んでおりますが、人材確保に関する地元企業も影響を心配する声もお聞きしております。そのため、県では出雲村田製作所をはじめ、安来市や支援機関、地元経済団体とも連携し、必要な取組を検討することとしております。

次に、企業立地計画の認定についてです。10ページになりますが、岩手県盛岡市に本社があります株式会社リードコナンから松江市内に新たに事業所を移転新設する計画が提出され、11月19日に立地に関する覚書を締結いたしました。株式会社リードコナンは平成元年に設立され、自社開発された住民課税支援システム、税務LANという商品になりますが、こちらを主体としたソフトウェア開発、運用を行われてきました。令和4年には西日本の開発拠点として、テクノアークしまね内のレンタルオフィスに進出されましたが、今回、税務LANの新規導入の拡大に伴い、ソフトビジネスパーク内に新社屋を建設されるものです。なお、今後3年で11名の雇用増を計画されております。

次に、11ページを御覧ください。2件目は、東京都に本社があります株式会社ピーエスシーから松江市内で事業所を増設する計画が提出され、来週12月16日に立地に関する覚書を締結することとしております。株式会社ピーエスシーは平成8年に設立され、企業のDX化を支援するアプリケーション開発、クラウドセキュリティーサービスの導入サポートなど幅広くサービスを提供してこられました。平成28年には、地方開発拠点として松江市内に進出されましたが、今回の計画は業務支援ツールやAI関連のソフトウェアなどの需要拡大に伴い、くにびきメッセ内にさらに拠点を設けられるものです。なお、今後3年で10名の雇用増を計画されております。私からは以上です。

○岩田委員長

ありがとうございました。

以上説明がありましたが、質疑等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項の調査を終了いたします。

この際、商工労働部全般に関しまして、委員の皆様から何かございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、以上で商工労働部所管事項の審査及び調査を終了いたします。執行部の皆様、疲れさまでした。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○岩田委員長

それでは、委員間協議を行います。

はじめに、御相談します。委員長報告についてですが、特に盛り込むべき事柄等があれば御意見をお願いします。

原委員。

○原委員

ちょっと農業の関係でいろんな御意見がありましたけれど、ああして私と内藤委員、岡本委員は手を挙げませんでした。そのことは委員長報告で理由をしっかりと触れていただきたいと、一応意思表示ですのでお願いしたいと思います。

○岩田委員長

はい。承知をいたしました。

園山委員。

○園山委員

ただね、それよく考えたほうがいいよ。請願は意見書を出してくださいという請願でしょ。趣旨採択という結論だけど、意見書は出さないと。だから、あんまり豪気なこと言うと、そうするとおかしいだないかということになるので、よくよく考えて。

○岩田委員長

原委員。

○原委員

分かりました。事情は分かりますんで。

○岩田委員長

それを含めて、御一任いただくということにさせていただきたいと思います。

次に、委員派遣ですが、所管事項に係る調査活動を計画されている方があれば委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。いいですかね。

次に、閉会中の継続調査事件についてですが、お配りした案のとおり、議長に申し出る事としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、御異議ないようですので、そのように決定いたします。

次に、その他でございますが、8月25日、26日の県内調査の概要をタブレットの委員間協議の中に掲載させていただいておりますので、また御覧いただけたらと思います。

本日の予定、以上でございますが、ほかに何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○岩田委員長

それでは、これもちまして農林水産商工委員会を閉会いたします。